

老高発 0802 第 1 号
平成 30 年 8 月 2 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当課（室）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）につきましては、平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえて所要の改正を行うこととしており、本日、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 102 号）が別添の通り公布されたところです。

地方公共団体におかれましては、平成 30 年 10 月 1 日からの制度が適切に運営されるよう、当該改正に伴う条例の改正等を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○厚生労働省令第百二号
 老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十七条第二項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年八月二日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（職員の配置の基準） 第十二条（略） 2・3（略） 4 第一項、第二項、第七項、第八項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの勤務時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>（職員の配置の基準） 第十二条（略） 2・3（略） 4 第一項、第二項、第七項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの勤務時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>
<p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>7 第一項第三号又は第二項第一号の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、</p>	<p>7 第一項第三号又は第二項第一号の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、</p>

指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第一項第三号の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8・9（略）
 10 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防防サ―ビス等）の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二に規定する外部サ―ビス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百五十三条に規定する外部サ―ビス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

8・9（略）
 10 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

11（略）
 12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

11（略）
 12 11（略）
 一、四（略）
 一、五（略）

附則
 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。